

MJC(MINOH JOINT CARD)加盟協力店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕面市勤労者互助会が会員の福利厚生の充実と、MJC の利用を通じ店舗等の振興を行うため、MJC 加盟協力店事業(以下「事業」という。)に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、以下に掲げる者とする。

- 1 箕面市勤労者互助会会員・家族
- 2 連合大阪豊能地区協議会
- 3 メイプルフレンド会員

(事業の内容)

第3条 対象者が「MJC」を MJC 加盟協力店で提示した場合に、加盟協力店が設定した任意のサービスや特典を受けるものとする。

(加盟協力店の登録等)

第4条 事業に協賛し、対象者に特典(代金の割引、粗品の進呈その他のサービスをいう。以下同じ。)を提供しようとする事業は、次に掲げる事項をもって箕面市勤労者互助会会長(以下「会長」という。)あてに MJC 加盟協力店の登録を申し込まなければならない。

- (1)店舗又は事業所の名称
- (2)代表者及び連絡窓口となる担当者の氏名
- (3)所在地
- (4)連絡先(電話番号)
- (5)営業時間
- (6)定休日
- (7)提供する特典の内容

- 2 会長は、前項の申し込みを受けた場合は、その内容を審査し、MJC 加盟協力店として登録するときは、その旨を当該提出をした事業者には通知するとともに、MJC 加盟協力店ステッカー(様式第1号)を交付するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により MJC 加盟協力店を登録したときは、MJC 加盟協力店に関する情報を箕面市勤労者互助会ホームページへの掲載、その他会長が適当と認める方法により公表するものとする。
- 4 MJC 加盟協力店は、MJC 加盟協力店ステッカーを店頭の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録の変更等)

第5条 MJC 加盟協力店は、提供する特典その他登録内容を変更しようとするときは、その変更しようとする内容を会長に申し出なければならない。

2 MJC 加盟協力店は、登録を廃止しようとするときは、登録を廃止する理由及び登録の廃止時期を添えて、その旨を会長に申し出なければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による変更又は廃止があった場合について準用する。

（登録の抹消）

第6条 会長は、事業者が MJC 加盟協力店として不適當であると認めるときは、MJC 加盟協力店の登録を抹消することができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年8月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に既に MJC 加盟協力店として登録され、MJC 加盟協力店ステッカーを掲示し、現に特典の提供を継続している MJC 加盟協力店は、この要綱による MJC 加盟協力店として引き続き登録するものとする。この場合において、既に当該 MJC 加盟協力店において掲示されている MJC 加盟協力店ステッカーは、この要綱による MJC 加盟協力店ステッカーとみなす。

様式第1号(第4条関係)

